

答 申 第 9 号

平成 23 年 4 月 28 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 山下 淳

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 23 年 11 月 30 日付け諮問第 102 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

県民交流広場事業助成に関する

- (1) 計画書、交付申請書、基金造成報告書及び実績報告書（平成 20 年度分）
- (2) 交付申請書、基金造成報告書及び実績報告書（平成 21 年度分）
- (3) 交付申請書（平成 22 年度分）

答 申

第1 審議会の結論

本件異議申立ての対象となった部分公開決定において公開しないこととした部分のうち、次に掲げる部分を公開すべきである。

- 1 地域推進委員会役員の氏名（会長を除く。）及び肩書
- 2 見積書、レシート、領収書及び振込書に記載のある会社名並びにその所在地、電話番号、FAX番号、アドレス、印影、金融機関名、支店名及び口座番号
- 3 事業内容報告書及び預金通帳に記載のある支出先

第2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成22年6月29日、異議申立人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）に対して、公文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

平成22年7月13日、実施機関は、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

平成22年9月10日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

4 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、次のとおりである。

県民交流広場事業助成に関する

- (1) 計画書、交付申請書、基金造成報告書及び実績報告書（平成 20 年度分）
- (2) 交付申請書、基金造成報告書及び実績報告書（平成 21 年度分）
- (3) 交付申請書（平成 22 年度分）

5 諮問

平成 22 年 11 月 30 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、次のとおりである。

- (1) 本件公文書を全面公開すべきである。
- (2) 「委員会」の設立を承認したことに異議がある。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

- (1) 実施機関は、個人情報保護を錦の御旗として掲げ、かたくなに態度を崩していないが、これは広く県民を納得させ得る客観性と合理性を持つものとはいえない。率直に言って、異議申立人は「委員会」とは無関係な第三者ではない。自分の属する組織・団体の役員氏名等の情報が、なぜ、個人情報保護のために知ることができないのか。

多年にわたる自治会役員の経歴を有する者として、「委員会」の役員、委員及び団体代表の任に就くことは十分に想定されるとともに、業務を引き継ぐこともあり得る。

自らの属するコミュニティ委員会の役員及び委員の氏名を知らされないということは、理解できない矛盾であり、不条理なことである。

(2) 「 委員会」の書類に目を通せば、随所に無駄があり、県からの助成金が無造作に支出されることは、明らかに税の無駄遣いである。

また、合意形成の有無、運営主体である西武庫自治会の実態と問題点、委員会登録団体の活動状況、資金造成計画の根拠と金額の妥当性及び見積もりの有無等の事前チェック等は設立承認に当たっての不可欠の要件であるが、これが行われていない。

さらに、異議申立人が、自治会総会への県民交流広場事業の会計報告を求めたが、自治会はこれに応じようとしなない。

「 委員会」の将来に向けての健全な発展を願う者として、道理にあった責任ある対応を期待する。

第4 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 条例第6条第1号の該当性

本件公文書において、個人に関する情報として非公開としたのは、次のとおりである。

(1) 地域推進委員会役員の氏名(会長を除く。)、住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、肩書及び印影

(2) 領収書に記載のある担当者氏名及び印影

これらの情報は、個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないものであるため、条例第6条第1号の非公開情報に該当する。

2 条例第6条第2号の該当性

本件公文書において、法人等に関する情報として非公開としたのは、次のとおりである。

(1) 見積書、レシート及び領収書に記載のある会社名並びにその所在地、電話

番号、FAX番号、アドレス、印影及び銀行口座

(2) 事業内容報告書及び預金通帳に記載のある支出先

(3) 金融機関通帳表紙（通帳名義人及び通帳種別を除く。）

これらの情報は、法人等の取引上の秘密に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の公正な競争上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第2号の非公開情報に該当する。

第5 審議会の判断

実施機関の説明によれば、「県民交流広場事業」は、県民の参画と協働によるコミュニティの再生を目的として、住民組織（地域推進委員会）が取り組む活動の場の整備や新たな地域づくり活動の立ち上げや充実に対して、必要な経費の助成を行うものである。

1 条例第6条第1号の該当性について

実施機関は、条例第6条第1号に該当するとして、次の情報を非公開としていることから、以下検討する。

(1) 地域推進委員会役員の氏名（会長を除く。）、住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、肩書及び印影

地域推進委員会役員の氏名（会長を除く。）及び肩書

「県民交流広場事業」は、地域住民に広く開かれたコミュニティの拠点整備を目的として、必要な経費を助成するものであり、その運営主体となる地域推進委員会について、「県民交流広場オフィシャルホームページ」の記述によると、地域住民の総意を反映する「地域代表性」、運営や収支の透明性など「透明・公正な運営」、住民、団体、グループ等が委員会に柔軟に参加できる「開放性」の3要素が必要とされており、さらに将来的には特定非営利法人等の法人化を目標とするとも記載されている。

本件の地域推進委員会である「委員会」は権利能力なき社団では

あるが、このような団体の公共的な性格は、本県において既に役員氏名等を一般の閲覧に供している特定非営利法人や公益法人等と異なるところはなく、地域推進委員会の役員の氏名及び肩書（地域推進委員会を構成する自治会等地域団体における役職等）については、通常他人に知られたくないものには当たらず、非公開情報には該当しない。

地域推進委員会役員の住所、郵便番号、電話番号、FAX番号及び印影
個人の住所、郵便番号、電話番号、FAX番号及び印影については、県民交流広場事業とは直接関係のない個人の私生活に関する情報であり、社会通念に照らして判断すると、他人に知られたくないと思うことが通常であると認められることから、非公開情報に該当する。

なお、異議申立人は、意見書において、自分の属する組織・団体についての情報を知るのであるから、個人情報保護する必要はない旨を主張しているが、情報公開制度は、請求者のいかに問わず、何人に対しても公開を認める制度であることから、異議申立人と当該情報に係る特定個人との関係は、公開決定等に影響を及ぼすものではない。

(2) 領収書に記載のある納入先等の地域住民の氏名、住所、郵便番号及び電話番号並びに購入先会社等の担当者の氏名及び印影

地域推進委員会が物品を購入した場合等に交付された領収書には、納入先等として役員以外の地域住民の氏名、住所、郵便番号及び電話番号が記載されているものや、購入先会社等の担当者の氏名及び印影が記載されているものがあるが、社会通念に照らして判断すると、納入先等の地域住民については、その氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、他人に知られたくないと思うことが通常であると認められるので、非公開情報に該当し、また、購入先会社等の担当者については、勤務先は他人に知られたくないと思うことが通常であると認められることから、その氏名及び印影は非公開情報に該当する。

2 条例第6条第2号の該当性について

実施機関は、条例第6条第2号に該当するとして、次の情報を非公開として
いることから、以下検討する。

- (1) 見積書、レシート、領収書及び振込書に記載のある会社名並びにその所在地、電話番号、FAX番号、アドレス、印影、金融機関名、支店名及び口座番号

見積書、レシート、領収書及び振込書に記載のある会社名並びにその所在地、電話番号、FAX番号及びアドレス

地域推進委員会については、1(1) に述べたように、その団体の公共的性格から運営や収支の透明性、公正性が要請され、実施機関の説明では、現に本件の地域推進委員会である「委員会」においても、業者選定にあたっては見積もり合わせを行うなど公正な会計手続を採用し、住民から求めがあれば、会計帳簿等について公開に応じているとのことである。

さらに、地域推進委員会は県からの助成金を原資として支払いをしており、その取引については、公金に準じ、一層の透明性が要請されるものである。

よって、地域推進委員会と取引のある会社名並びにその所在地、電話番号、FAX番号及びアドレスを公にすることにより、地域推進委員会及び当該会社の正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、非公開情報には該当しない。

見積書及び領収書に押印された会社の印影並びに振込書に記載された振込先の金融機関名、支店名及び口座番号

当該印影は、地域推進委員会と取引のある会社が見積書及び領収書に押印したものであり、金融機関口座番号等は、当該会社が代金を受領するために請求時等に提供した情報を地域推進委員会が振込書に記載したものである。

当該会社は、印影を見積書や領収書に押印したり、金融機関の情報を顧客に提供することにより、これが多数の顧客に広く知れ渡ることを容認し、当該顧客を介して更に広く知られ得る状態に置いているものといえることができる。このような実態に鑑みれば、これを公開しても当該会社の正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、非公開情報には該当しない。

(2) 事業内容報告書及び預金通帳に記載のある支出先

当該支出先は、地域推進委員会と取引のある会社であり、(1)の で述べたように非公開情報には該当しない。

(3) 地域推進委員会の金融機関通帳表紙（通帳名義人及び通帳種別を除く。）

地域推進委員会の金融機関通帳表紙には、公開された情報以外に、金融機関名、ロゴマーク、支店番号及び口座番号が記載されている。

地域推進委員会の金融機関口座は、(1)の の事業者の口座のように、多数の顧客に広く知れ渡ることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているものではなく、地域推進委員会の内部管理情報に当たる。

よって、当該情報を公にすることにより、地域推進委員会の正当な利益を害するおそれがあることから、非公開情報に該当する。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、「 委員会」の設立を承認したことに異議があるなどと主張するが、当該承認の是非についての判断等に関しては、審議会の職責とするところではない。

4 以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

審 議 の 経 過

(参考)

年 月 日	経 過
22. 11. 30	・ 諮問書の受領
22. 12. 22	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
23. 1. 11	・ 異議申立人の意見書の受領
23. 3. 23	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 異議申立人からの意見聴取 ・ 審議
23. 4. 26	・ 審議
23. 4. 28	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部 会 長 中 川 丈 久

委 員 正 木 靖 子

委 員 増 野 俊 則 (平成23年3月31日まで)

委 員 清 水 信 一 (平成23年4月1日から)

委 員 前 田 雅 子

委 員 高 田 起 一 郎